

## 中間見直しの視点及び主な変更内容

## (1) 中間見直しの視点

- ①超高齢社会の到来を見据えた、高齢者や障害者、子育て世帯などをはじめ、誰もが円滑に移動できるような交通環境づくり
- ②公共交通不便地域対策などにおける区民、交通事業者と連携した取組みの推進
- ③近年の交通をとりまく技術（ICT（情報通信技術））等の進展に対応

## (2) 主な変更内容

## ①各章の変更点

## 第1章

- ・「中間見直しの背景及び視点」を記載。
- ・後期行動計画と合わせて策定する旨を記載。

## 第2章

- ・交通まちづくり行動計画（平成28年度～平成31年度）に示された取組みの進捗状況を記載。
- ・現況の整理は、現行計画策定後の内容を反映し、重要な項目を追加。
- ・区民ニーズは、「区民の意識」の項目を追加し、新しい調査結果の内容を追加・更新。

## 第3章

- ・第2章の内容をふまえ、6つの方針を下記のとおり再編。
- ・超高齢社会の進展に向けて、高齢者等の外出の促進を図るため、現行計画の「方針2 円滑な道路交通の確保」を「方針1.2 誰もが移動しやすく、人々の交流を促進する交通環境の確保」へ変更。
- ・現行計画の「方針3 自転車利用環境の向上」と「方針4 歩行環境の向上」を「方針2.1 歩行者と自転車の移動環境の確保」に統合し、「目標2 安心・安全な移動」のため必要性が増している交通安全啓発を「方針2.2 交通安全啓発の推進」として追加。

## 第4章

- ・新規施策を追加するとともに、施策の分類を整理し、構成や表現を全体的に見直す。
- ・「活力・交流」の観点を追加するため、施策として「1.2.2 活力あるまちづくりのための交通機能の充実」と「1.2.3 人々の外出と交流を促進する交通環境の充実」を追加。
- ・現行計画の第5章「公共交通不便地域に対する地域の取組みにむけて」を、施策「1.2.4 公共交通が不便な地域における移動環境の改善」として追加。

②理念・方針・施策等の変更点（朱書き箇所が変更内容）

変更箇所	頁	新（変更内容）	旧	備考
理念	60	誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷 ～ 様々な交通手段を活用した、区民が参画する交通まちづくり ～	誰もが快適に安全・安心な移動ができる世田谷 ～ 区民が参画する交通まちづくり ～	文言追加
方針	61	目標 1：便利で円滑な移動 方針 1. 2：誰もが移動しやすく、人々の交流を促進する交通環境の確保	目標 1：便利で円滑な移動 方針 2：円滑な道路交通の確保	方針の再編
	61	目標 2：安全・安心な移動 方針 2. 1：歩行者と自転車の移動環境の確保 方針 2. 2：交通安全啓発の推進	目標 2：安全・安心な移動 方針 3：自転車利用環境の向上 方針 4：歩行環境の向上	
推進のための視点	64	○ユニバーサルデザイン (略) 共生社会の実現に向けて、誰もが快適に（以下略）	2) ユニバーサルデザイン (略) 誰もが快適に、（以下略）	文言追加
施策 ※新たに位置づ けた施策	74	1. 1. 6 ③自動運転車の導入促進		新規施策
	78	1. 2. 1 ③「心のバリアフリー」の推進		
	80	1. 2. 3 ②休憩場所の充実		
	80	1. 2. 3 ④外出を支援する交通サービスの充実		
	81～ 82	1. 2. 4 ①地域の実情にあった交通手段の検討・導入	第 5 章 公共交通不便地域に対する地域の取組みに向けて	章を廃止し、施策へ位置づけ
	82	1. 2. 4 ②新たな交通サービスの活用の検討		新規施策
	88	2. 2. 1 ③自転車の保険加入の促進		
	88	2. 2. 1 ④運転免許の自主返納の促進		